福岡県総合型地域スポーツクラブ登録に係る登録基準細則

(総則)

第1条 本細則は、福岡県総合型地域スポーツクラブ登録に係る規程第3条に基づき、総合型地域スポーツクラブ福岡協議会(以下「福岡協議会」という。)の登録基準に関することについて定める。

(基本基準)

第2条 登録可能と判断する基本的な基準(以下「基本基準」という。)は、全国協議会登録基準細則第 2条に準ずるものとする。

(基本基準の適用範囲)

第3条 基本基準の適用範囲(運用ルール)は、全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとする。

<必ず満たすべき運用ルール>

<必す満たすべき連用ルール>		
基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	名・ 介間で テービ 建力が ファ
(1)活動実態に	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以
関する基準	実施している。	上実施している。
	②多世代(複数世代)を対象としてい	・次の世代区分のうちいずれか2区分以
	る。	上の会員※2がいる。
		(世代区分)
		A)未就学児
		B)小学生
		C) 中学生
		D) 高校生(~18 歳)
		E) ~29 歳
		F) ~39 歳
		G) ~49 歳
		H) ~59 歳
		Ⅰ)~69歳
		J)70 歳~
	③適切なスポーツ指導者を配置してい	・日本スポーツ協会(以下「JSPO」とい
	る。	う。)が公認スポーツ指導者を養成し
		ている競技・種目の定期的な教室活
		動の指導者のうち少なくとも1名は
		スポーツコーチングリーダーやスタ
		ートコーチをはじめとする JSPO 公認
		スポーツ指導者資格(スポーツリー
		ダーは除く)を有している。なお、
		JSPO が同等と認める関連資格保有者
		も可とする※3
	④安全管理体制を整備している。	・クラブの各スポーツ活動における安
		全管理をスポーツコーチングリーダ
		ーやスタートコーチをはじめとする
		JSPO 公認スポーツ指導者資格(スポ

		ーツリーダーは除く)が担っている。
		なお、JSPO が同等と認める関連資格
		保有者も可とする。※4
		・緊急連絡体制を整備している。※5
(2)運営形態に	⑤クラブマネジャー等に専門的知識を	・クラブマネジャー、事務局員及び役員
関する基準	有する者を配置している。	というクラブの運営に関わる者の少
		なくとも1 名は、JSPO 公認クラブマ
		ネジャー又はアシスタントマネジャ
		一資格を有している。※4
	⑥地域住民が主体的に運営している。	・総合型地域スポーツクラブ(以下「総
		合型クラブ」という。) の最高意思決定
		機関の議決権を有する者の過半数が、
		総合型クラブが所在する市町村※6の
		住民、在勤者又は在学者である(前述
		の要件を満たせない場合は、総合型ク
		ラブが所在する市町村並びに当該市
		町村に近隣の市町村の住民、在勤者及
		び在学者を合算すると議決権を有す
		る者の過半数である)。
		・非営利組織である。※7
(3)ガバナンス	⑦規約等が意思決定機関の議決により	・規約等※8の改廃に必要な総会・理事
に関する基	整備され、当該規約等に基づいて運	会・運営委員会等の意思決定機関の議
準	営している。	決について当該規約等に定めている。
	⑧事業計画・予算、事業報告・決算が、	・事業計画・予算、事業報告・決算を議
	意思決定機関で議決されている。	決した総会・理事会・運営委員会等の
		うち最上位の意思決定機関の議事録
		が提出されている。※9

- ※1:定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。
- ※2:会費・参加費の支払い有無や活動状況に関わらず、クラブが規約等※8で会員として扱っている者を会員としてみなす。
- ※3:令和11 年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない(令和12 年度登録申請時からは、移行措置を終了する。ただし、移行措置期間終了時までの基準到達状況により、移行措置の見直しを行う可能性がある。)
- ※4: 令和11 年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない(令和12 年度登録申請時からは移行措置を終了する)。
- ※5:不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
- ※6:特別区は市町村に準ずる。
- ※7:営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。
- ※8:規約・会則・定款等を指す。
- ※9: 法人格を有している場合は、法令に定める方法で作成すること。任意団体の場合は、以下の内容が含まれていることが望ましい。

記載内容

- (1) 日時及び場所
- (2) 議決権を有する者の総数及び出席者数 (書面表決者または表決委任者がある場合には、その

数を付記すること。)

- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

(福岡協議会独自基準)

第4条 申請時点で福岡県、福岡県スポーツ協会及び福岡県スポーツ振興センター等に総合型地域スポーツクラブとして認知されているクラブであること。

(改定)

第5条 本細則は、福岡協議会の会議の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、令和4年4月1日から施行する。

附則2 本細則は、令和7年9月16日に改定し、令和8年度登録申請時から施行する。